



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年9月26日	
問い合わせ先	課名	道路港湾管理課
	電話	直通 803-1415 内線 3661,3663
担当者	職名・氏名	道路管理担当課長 永田 秀樹 係長 松尾 潔

広 報 連 絡

- 件名 歩道上でのテイクアウトやテラス営業のための道路占用許可基準の緩和措置を延長します（期間延長・新型コロナウイルス感染症対策）
- 趣旨 3密回避対策等のため、店舗前の歩道上でテイクアウトやテラス営業を考えている飲食店等を支援する緊急措置として実施していた道路占用許可基準の緩和措置期間について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、緩和措置期間の終期を 9月30日から延長し、令和5年3月31日とすることにしました。
- 期間 令和5年3月31日（金）まで
- 内容 別紙のとおり

**期間延長・新型コロナウイルス感染症対策
歩道上でのテイクアウトやテラス営業のための
道路占用許可基準の緩和措置を延長します**

3密回避対策のため、店舗前の歩道上でテイクアウトやテラス営業を考えている飲食店等を支援する緊急措置として、道路占用許可基準の緩和措置期間を令和4年9月30日までとしていましたが、このたびは**令和5年3月31日まで期間を延長**することにしました。



緩 和 措 置 の 概 要

期 間	令和5年3月31日まで （令和4年9月30日までを延長）
対 象 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ①沿道飲食店等を運営する事業者又は事業者により組織された団体が実施する事業であること ②新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ③テイクアウトやテラス営業等のための仮設施設の設置であること ④事業者が店舗内で現に行っているものと同一の業種及び営業時間の範囲内で実施すること ⑤事業個所付近の道路清掃を行うこと
対 象 場 所	店舗前面の歩道等（車道は不可） <ul style="list-style-type: none"> ①歩道上の場合、2.5 m以上の歩行空間を確保できること ②商店街の場合、3.5 m以上の歩行空間を確保できること
必 要 手 続	<ul style="list-style-type: none"> ①岡山市で事業者又は団体を支援する証明を得ること ②区役所等で道路占用許可を得ること ③警察署で道路使用許可を得ること
道 路 占 用 料	免除（警察署で行う道路使用許可申請手数料は必要）

お問い合わせ先

【事業に関するお問い合わせ】

都市整備局 道路部 道路港湾管理課 管理係
TEL：086-803-1415

【岡山市の支援に関するお問い合わせ】

都市整備局 都市・交通部 都市企画総務課
TEL：086-803-1367

【道路占用に関するお問い合わせ】

北区役所	地域整備課	施設管理係	TEL：086-803-1686
北区役所	土木農林分室	施設管理係	TEL：086-286-9093
北区役所	御津支所	産業建設課	TEL：086-724-1114
北区役所	建部支所	産業建設課	TEL：086-722-1113
中区役所	地域整備課	施設管理係	TEL：086-901-1633
東区役所	地域整備課	施設管理係	TEL：086-944-5048
東区役所	瀬戸支所	産業建設課	TEL：086-952-1114
南区役所	地域整備課	施設管理係	TEL：086-902-3527
南区役所	灘崎支所	産業建設課	TEL：086-363-5203

○下記の場所は別の制度での道路占用許可の対象となります。

- ・本市が利便増進誘導区域に指定した場所
- ・本市が特例道路占用区域に指定した場所